住所　静岡県藤枝市五十海１丁目18番２号
崔奎司　昭和37年９月15日生
住所　大阪府東大阪市中石切町３丁目10番22号
隋国玲　昭和45年12月22日生
温闐　平成６年８月13日生
住所　大阪市城東区森之宮２丁目４番19号
戴隨　昭和41年３月21日生
楊玲楠　昭和43年12月７日生
戴有希　平成７年12月19日生
住所　高知市薊野南町28番19号
蘇由佳　昭和56年５月20日生
住所　福岡市中央区薬院２丁目18番26―1001号
尹一永　昭和60年７月26日生
尹一森　昭和62年５月14日生
住所　岡山市北区津島京町２丁目６番３号
田圭位子　平成元年４月11日生
住所　東京都板橋区赤塚２丁目17番６号
金谷純　昭和23年３月21日生
梁三雄　昭和57年３月１日生
住所　埼玉県深谷市戸森116番地１
邢磊　昭和61年２月２日生
住所　千葉県船橋市本中山３丁目25番２―107号
陳霞　昭和51年８月19日生
林諾㚬　平成９年４月10日生
住所　千葉県佐倉市生谷1587番地43
郭方雷　昭和46年６月16日生
劉亜麗　昭和52年２月11日生
郭毅浩　平成21年３月16日生
住所　熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1376番地３
金紀彦　昭和44年４月26日生
住所　高知県香美市土佐山田町東本町１丁目２番９号
文里香　昭和40年９月２日生

○国税庁告示第二十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

国税庁長官　加藤　治彦

一　別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
エフ・オー・イー・ジャパン	東京都豊島区池袋三丁目三〇番八号みらい館大明一階	ヘルテン・ラインダル・アラン	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人大阪精神医療人権センター	大阪府大阪市北区西天満五丁目九番五号谷山ビル九階	里見　和夫	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで

住所　北海道稚内市恵比須５丁目１番２号
崔国仁　昭和56年５月６日生
住所　北海道稚内市恵比須５丁目１番２号
崔秀明　昭和58年８月12日生
住所　北海道稚内市恵比須５丁目１番２号
崔孝尚　昭和61年11月16日生
住所　北海道稚内市恵比須５丁目１番２号
崔浩行　平成２年８月21日生
住所　東京都板橋区大谷口上町３番７号
薛理晴　昭和47年７月22日生
住所　東京都足立区足立３丁目７番７―408号
兪群　昭和52年３月８日生
住所　東京都江戸川区中葛西２丁目26番12―512号
劉麻理　昭和63年11月２日生
住所　東京都北区田端１丁目20番23号
李美蘭　昭和53年２月16日生
住所　滋賀県大津市本堅田５丁目22番12―909号
夏綾　昭和54年12月23日生

○外務省告示第三百四十一号

平成二十二年七月二日にモンロビアで、リベリア共和国における「教育施設整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

平成二十二年七月十五日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億七千二百万円
3　署名者
日　本　側　片上慶一在リベリア大使
国際連合児童基金側　イザベル・クローリー在リベリア事務所代表

平成二十二年七月十五日

外務大臣　岡田　克也

特定非営利活動法人おかやまエネルギーの未来を考える会	岡山県岡山市北区南方一丁目六番七号	廣本　悦子	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人才の木	東京都文京区向丘一丁目一番一七号タカサキヤビル四階	川井　秀一	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
ＮＰＯ法人サポーム	東京都目黒区青葉台一丁目二三番一四号	中尾　雅	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人宍塚の自然と歴史の会	茨城県つくば市上ノ室二九二番地五	及川ひろみ	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の１０年推進会議	東京都渋谷区神宮前五丁目五三番六七号	阿部　治	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人創を考える会・北九州	福岡県北九州市小倉北区下到津一丁目二番一号ＤＡＩビル三〇三号室	岡野　正敏	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人タヤマ実践カレッジ	神奈川県横浜市中区山下町一九四番地横濱ニューポートビル二階	森谷　雅人	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人地球の木	神奈川県横浜市中区不老町一丁目三番三号	丸谷土都子	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人日本グッド・トイ委員会	東京都新宿区四谷四丁目二〇番一号	多田　千尋	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人日本紛争予防センター	東京都文京区関口一丁目三五番二〇号	堂ノ脇光朗	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人日本レスキュー協会	兵庫県伊丹市下河原二丁目二番一三号	伊藤　裕成	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで
特定非営利活動法人皮膚病理発展推進機構	北海道札幌市北区北十八条西三丁目二番二一号	木村　鉄宣	平成二十二年七月十六日から平成二十七年七月十五日まで

二　別表特定非営利活動法人高麗博物館の項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの項中「平成二十二年八月三十一日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

○国税庁告示第二十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

国税庁長官　加藤　治彦